

北欧＝最近障害者事情 第5回

オーロラ小学校のインクルージョン

全国障害者問題研究会事務局長
日本障害者協議会理事

園部 英夫

2006年12月13日、国連総会は障害者権利条約を採択した。「同年齢の市民と同等の権利が保障される」とした障害者権利宣言(75年)の具現化が法的拘束力をもって各国ですすめられる根拠となる。

この条約の核心は、障害のある人を排除しない(インクルージョン)社会づくりにある。第24条「教育」では、教育権の無差別平等の保障とインクルーシブ教育の原則を定めた。

では、「インクルーシブ教育」とはなにか? 「インテグレーション(統合教育)」はどう止揚されたのか? ノーマライゼーションの理念で障害児教育をすすめてきたというデンマークとフィンランドでそれを感じたいと思ったのが今回の旅のメインテーマだった。



前号で、「排除しない教育の平等と質」を追求するフィンランドの教育の基本について報告した。人口20万の都市で300人が学ぶオーロラ小学校の現場で感じたことだ。

さて、音楽とパソコンが大好きな校長は、障害児担当の笑顔の素敵なハンナ先生を紹介してくれた。彼女の案内で2年生クラスの授業に参加した。

■大事なことは教育条件、教員の確保

4人のダウン症児を、統合(インテグレート)でなく一つのクラスとして運営(インクルーシブ教育)しているクラスを「ティディベア・クラス」と呼んでいる。とりくみはじめて2年目だという。

いるいる。数えるとざっと40人近くがみんなで歌を歌ってる。ちょうどこの時間帯は、2年生3クラス(計43人)がいっしょになって授業していたのだ。子どもたちがそれぞれのクラスに戻ると、残ったのは13人。4つのグループに3人のダウン症児がいる(一人は欠席)。教員は6人。マンツーマンで先生に手を引いてもらっているダウン症の男の子もいた。

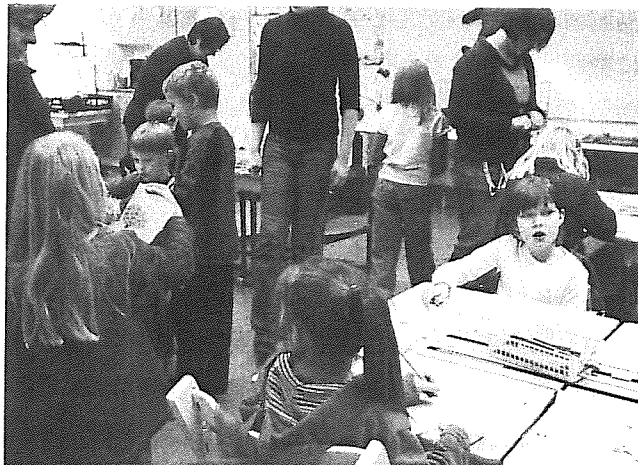
「子どもたちどおしで学ぶことが多いです。それ

は障害児、健常児どちらの側にもあります」とハンナ先生が笑顔で教えてくれた。

こうしたインクルーシブ教育は、「市ではまだ2つ目のケースで、例外的なケースなのです」と校長は話しはじめた。

「このクラスでの配慮点、また受け入れの条件はなんでしょうか?」と質問すると、つぎのことを解説してくれた。

- 歩行に困難な子、視覚に障害のある子が通常学級で学んだことはある。しかし、知的な障害のある場合の普通クラスでの形式は新しいやり方だ。
- いままで市は、障害児が普通学級で健常児といっしょに学べる環境を提供できていなかった。この2年生の4人の場合、親が4年間アピールして、市に訴え、市が、受け入れる学校を公募して、この学校が手を挙げてスタートした。
- 大事なことは教員の確保だ。そのための経済的な理由で、多くの自治体は断念している。この市は教員1名、補助3名の体制を確保した。そうでないと、障害児を入れても教育条件が悪いと、健常の子にとっても、障害児にとっても、いい効果はない。悲惨なことになる可能性がある。
- 健常の子どもの両親には、個別にも話をした。拒否した人もいる。その場合は、その親の子は別の



ティディベア・クラス(2年生)の様子

クラスに行くようにした。

- このクラスの子の親は、別のクラスに変えてほしいと望んでいない。教員の体制は他クラスより充実しており、ポジティブなものとしてとらえている。

■特別学校を選択して学ぶ子どもも少なくない

教育科学研究会が編集する「教育」2006年10月号は、特集「フィンランドの子どもの学力とその社会的土壌」を企画し、森博俊が「スペシャル・エデュケーションの展開」を論じている。

フィンランドの全児童生徒数=58.6万人の内、特別教育に登録または移行した子どもの総数は4.2万人(7.3%)。その内訳は、①特別なグループ、特別クラスで学ぶ子どもが2.3万人(4.0%)。この内、全体の1.6%にあたる9663人が特別学校で学んでいる。日本では、盲・聾・養護学校小中学部への就学者は0.5%なので、比率で比べるとかなり高い。その他、②通常の学級での学習が1.0万人(1.7%)、③一部通常学級での学習が0.89万人(1.5%)だ(表参照)。

こうした傾向は、デンマークでも同様だ。また、日本のこの10年の動向とも一致する。北海道で長年障害児学級の教員をつづけている二通諭は「少子化であるにもかかわらず、障害児が実数で増えている可能性と、保護者あるいは子どもたちが、通常学級

2005年

フィンランドの全児童生徒数=58.6万人中

特別教育に登録、移行した子どもの総数	
4.2万人(7.3%)	
特別なグループ、特別クラスで学ぶ子ども この内 特別学校 =9663人(1.6%)	2.3万人 (4.0%)
通常の学級での学習	1.0万人 (1.7%)
一部通常学級での学習	0.89万人 (1.5%)

障害児の就学状況(森論文をもとに筆者作成)

を忌避し、特別な場である特殊教育での教育を求めだしている」と指摘している(『障害者問題研究』第35巻2号、特集・インクルーシブ教育と共同の原理)。

■就学前教育の義務化と確かな見通し

しかし、日本と決定的に違うシステムがある。就学前教育(エシコウル)だ。翌日訪問した地域の保育園でのレクチャーと総合すると、

- 健全児は1年間(98%が利用)。障害児の場合は5歳から2年間、就学前教育は義務づけられている。
- 就学前教育の「場」は小学校に設置することもある。保育園に設置することもある。障害児は、どんな学校、学級などに進学するか、この場でいいいに検討され、保護者とも話しあわれる。
- スタッフは、特別教育と保育の二つの資格が必要だ。保育園の教員1名に地域の小学校教員3名の4人がチームで実践にあたる。

フィンランドでは、障害をもって生まれたら、すぐに市の職員や保健婦などの訪問、相談、指導があり、親の会が組織され、保育園で専門的な保育を受けることができる。そして就学前教育の場で、就学の間をいいいに検討する。そこで保護者も子育ての見通しがもてるのだろう。

就学後困難がある場合は、医師、心理職などの診断を受け、保護者と校長とが話し合って特別な指導を受ける資格を認定するのだそうだ。

こうした制度の背景には、他人と比べるのではなく、一人ひとりのペースで学ぼうとする「土壌」があるのだろう。

障害児と同様に、他国から移住してきた子どもたちへの補助学習指導員の配置も徹底している。病気で休んだり、授業について行けなくなった子どもには補習授業がある。

フィンランドの人たちは、補習を受けた子どもたちに「人より多く勉強したね」と声をかけるのだそうだ。(つづく)